

第5回八ツ場ダム計画変更案に関する質問

八ツ場ダムを考える1都5県議会議員の会
事務局長 入江 晶子

8月12日、国交省関東地方整備局は、八ツ場ダム基本計画の5度目の計画変更案を発表し、事業費を4,600億円から約5,320億円へと、約720億円の増額を提示しました。

八ツ場ダムの事業費は2004年の計画変更により、当初の2,110億円から4,600億円に増額されていますので、今回の増額は2度目となります。

また、八ツ場ダムの工期は当初計画の2000年度から2010年度→2015年度→2019年度と、これまで三回延長されています。

関係都県は第二回計画変更（2004年）の時から都県職員合同調査チームを作り、計画変更案の中身を調査して報告書を作成してきました。

前回、第四回の計画変更（2013年）の際に作成された「都県合同による八ツ場ダム現地調査報告書」（以下、現地調査報告書）は「国が主張する変更の理由を単に鵜呑みにせず、関係都県職員の合同チームが現場を確認しながら、八ツ場ダム工事事務所職員から変更の説明を受け、妥当性について調査し、確認した」と報告書の意義を説明しています。

質問1 計画変更について

1－1 八ッ場ダム事業は前回2013年の計画変更時、更なる増額要因を数多く抱えていましたが、計画変更は工期延長のみで、事業費の増額は盛り込まれませんでした。

2013年の「現地調査報告書」には、「現行基本計画の総事業費について変更しなければならない情報は得られていないことを確認した。」「国土交通省は、今後の施工に当たっては、事業全体におけるコスト縮減により対応することを基本として総事業費以内での完成を目指して最大限の努力を行うとしている。」と記されています。

「総事業費について変更しなければならない情報が得られていない」としたにもかかわらず、今回、720億円にもなる大幅増額案が発表されたのはまことに不可解です。2013年当時、総事業費の今後の動向について、関東地方整備局からどのような説明を受けたのかを明らかにしてください。

さらに、その後、今回の計画変更案発表まで、関東地方整備局から総事業費の変更に関わることについて、どのような情報が示されてきたのかを明らかにして下さい。

《答え》

- 2013年当時、国からは、現時点で改めて事業費を精査した結果、総事業費は変更しない。また、今後、実際の施工に当たり、事業全体におけるコスト縮減により対応することを基本として、総事業費以内の完成を目指して最大限の努力を行う、とした説明を受けた。
- 今回の計画変更案発表まで、国から総事業費の変更に関わることについて、どのような情報が示されてきたかについては、関係1都5県が作成した「八ッ場ダム建設事業費の変更に係る調査報告書」をご覧いただきたい。

1-2 2013年の計画変更の発表は、同年8月6日に行われました。2013年の「現地調査報告書」によれば、関東地方整備局は記者発表に先立つ6月7日、「工程について精査中」と関係都県に説明し、さらに7月5日に「工期を4年延長」することを関係都県に説明し、7月10日には関係都県の合同職員チームが現地調査を行っています。

今回の記者発表についても前回と同様、事前に関東地方整備局から各都県への説明、各都県の現地調査があったと考えられますが、今回、関東地方整備局と各都県との間で行われた事前のやり取りの経緯を全て明らかにして下さい。

1-3 これまでの計画変更時と同様、今回もすでに関係都県の合同職員チームが現地調査を行い、報告書をまとめているのであれば、その報告書を明らかにして下さい。

《答え》

- 関係1都5県が作成した「八ッ場ダム建設事業費の変更に係る調査報告書」をご覧いただきたい。

1-4 2013年の現地調査報告書では、関係都県の合同チームは「国の主張を単に鵜呑みにせず」とありますが、国交省八ッ場ダム工事事務所の案内と説明のみで、八ッ場ダム事業の抱える問題を把握できると考えているのかどうか、明らかにして下さい。

1-5 八ッ場ダムは計画変更を繰り返しており、更なる増額、工期延長の可能性があります。今回の計画変更案に際して、国交省の説明と現地案内〈原文ママ〉のみでは判断材料が乏しいと考えますが、(都)県として、今回の増額要因について独自に分析するなど、客観的な情報を収集する考えはないのか、明らかにして下さい。

1-6 2013年の計画変更の直後、12月9日の関東地方整備局の事業評価監視委員会の配布資料によれば、関係都県は八ッ場ダムについての意見聴取で「事業費の圧縮」、「コスト縮減」を要望しています(資料1)。更なる事業費増額は到底認められない、という姿勢であることが読み取れます、それならば、今回の事業費の大幅再増額案を各都県は到底容認できないと考えられます。このことについて貴(都)県の見解を明らかにして下さい。(資料1) 国交省関東地方整備局 事業評価監視委員会配布資料 平成25年12月9日 29P

《答え》

- 1都5県合同調査では、書面調査と現地調査により、増額内容、増額理由、金額の妥当性について確認してきた。
- また、本県としては、合同調査の結果を踏まえ、増額の妥当性について検討し、増額はやむを得ないと判断した。

事業費増額について、関東地方整備局は8月12日の記者発表で「前回計画変更以降の状況変化」を理由に挙げています。しかし、今回の増額案の内容を見ると、前回変更時、あるいはそれ以前に、増額要因が幾つもあったことがわかります。

これらの増額要因は、八ツ場ダム予定地の地質条件と関係しており、八ツ場ダム事業が抱える根本的な問題です。その中から「地すべり等安全対策」と「本体工事の基礎岩盤」の問題について質問します。

質問2 地すべり等安全対策による増額について

2-1 今回の計画変更案では、「湛水に伴う地すべり等の対策費の増」が約96億円とされました。

八ツ場ダム湖予定地は“地すべりのデパート”と地質の専門家（奥西一夫・京都大学名誉教授）が指摘したほど多数の地すべり地に囲まれ、しかもダム湖予定地のまわりには多くの住宅があります。このように、他のダムにはない、難しい条件下にある八ツ場ダム事業では、現計画の地すべり対策費5.82億円ではまったく足りないことは、以前から専門家らが指摘していました。ダム湖予定地の地質条件、ダム湛水のためには地すべり対策費の増額が必至であることをこれまで認識していたのかどうか、明らかにして下さい。

《答え》

- 国から、ダム検証における事業費の点検では、当時、「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」に基づく同対策の検討が進んでおらず、その対策範囲が未確定であったことから、事業費には同対策に係る費用は含まれず、その時点で得られていた技術情報を基に最大限の地すべり範囲等を想定して必要額が算出され、事業費の外書きとして整理、公表されていた。また、第4回計画変更時も同じ状況であったため、同様の整理がなされていたものと聞いている。
- 国からは、その後地質調査等の検討が進められた結果、必要な対策箇所等の確定的な情報が得られたため、今回の基本計画変更案において、必要な費用を含めたと説明を受けている。
- 県としては、国が適正に地すべり対策を検討してきたものと認識している。

2-2 民主党政権下の2011年、関東地方整備局は八ヶ場ダムの検証を行い、地すべり等の対策費を109.7億円と試算しました。この検証では、地すべり等の対象箇所は、現計画の3箇所にさらに3箇所を加えて6箇所とし、新たに5箇所の未固結堆積物層への対策も必要としました。さらに、代替地の安全対策が必要であるとして、5箇所の対策費用として39.5億円を試算しました。この検証結果を踏まえれば、地すべり対策と代替地の安全対策のため、150億円規模の増額が不可避でした。2013年の計画変更の際、このことについて関東地方整備局からどのような説明を受けたかを明らかにして下さい。

《答え》

- 国から、ダム検証における事業費の点検では、当時、「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」に基づく同対策の検討が進んでおらず、その対策範囲が未確定であったことから、事業費には同対策に係る費用は含まれず、その時点で得られていた技術情報を基に最大限の地すべり範囲等を想定して必要額が算出され、事業費の外書きとして整理、公表されていた。また、第4回計画変更時も同じ状況であったため、同様の整理がなされていたものと聞いている。

2-3 今回の計画変更案における「湛水に伴う地すべり等の対策費の増」(約96億円)は「八ヶ場ダム検証」において対策箇所とされた地すべり地6箇所のうち5箇所、未固結堆積物層5箇所のうち1箇所のみを安全対策の対象とし、それ以外の箇所は「対策不要」としています。(資料2, 3)

「対策不要」と判断した理由について、関東地方整備局は「専門家の意見を聴きながら地すべり等対策の必要な調査等を進めた結果」とのみ記しています。

地すべり等対策の調査結果は具体的にどうのよう内容であったのか、また、専門家のリストと聴取方法を把握しているのかどうかを明らかにしてください。

(資料2)国交省関東地方整備局 事業評価監視委員会配布資料 平成28年8月12日 18p

(資料3) 上記資料2の一部を拡大

《答え》

- 今回の変更案では、ダム検証(平成25年度)以降に実施した地質調査結果等を基に、専門家の指導・助言も得て、地すべり等の範囲を特定し、安定解析によって安全性を確認した上で、5箇所において対策不要となったものであると国から聞いている。
- 専門家については、国立研究開発法人 土木研究所のダム・地質・地すべり等の専門家と聞いている。

2-4 関東地方整備局は、地すべり等の対策箇所を5箇所（地すべり地1箇所、未固結堆積物層4箇所）減らしたことにより、約47億円のコストを縮減したと説明しています。（資料4）。コスト縮減しなければ地すべり等の安全対策は143億円となり、八ッ場ダム検証時（約110億円）より約33億円増えるところでした。5箇所について「対策不要」としたのは、地すべり対策費用を抑制するためであったと推測されます。

しかし、5箇所について「対策不要」として、本当に安全を確保できるのでしょうか。このことについて各都県は関東地方整備局からどのような説明を受けたのか、さらに、貴（都）県がそのことをどのように判断したのかを明らかにしてください。

（資料4）国交省関東地方整備局 事業評価監視委員会配布資料 平成28年8月12日42p

《答え》

- ダム検証（平成25年度）以降に実施した地質調査結果等を基に、専門家の指導・助言も得て、地すべり等の範囲を特定し、安定解析を行い、5箇所において対策不要と判断したことを国から説明を受けている。
- 県としては、国が適切に対応しているものと考えている。

2-4 関東地方整備局は、地すべり等の対策箇所を5箇所（地すべり地1箇所、未固結堆積物層4箇所）減らしたことにより、約47億円のコストを縮減したと説明しています。（資料4）。コスト縮減しなければ地すべり等の安全対策は143億円となり、八ッ場ダム検証時（約110億円）より約33億円増えるところでした。5箇所について「対策不要」としたのは、地すべり対策費用を抑制するためであったと推測されます。

しかし、5箇所について「対策不要」として、本当に安全を確保できるのでしょうか。このことについて各都県は関東地方整備局からどのような説明を受けたのか、さらに、貴（都）県がそのことをどのように判断したのかを明らかにしてください。

（資料4）国交省関東地方整備局 事業評価監視委員会配布資料 平成28年8月12日 42p

《答え》

- ダム検証（平成25年度）以降に実施した地質調査結果等を基に、専門家の指導・助言も得て、地すべり等の範囲を特定し、安定解析を行い、5箇所において対策不要と判断したことを国から説明を受けている。
- 県としては、国が適切に対応しているものと考えている。

2-5 地すべり対策は八ッ場ダムの当初計画では49.17億円（対策箇所は4箇所）でしたが、平成16年の計画変更で工法を変えて5.82億円へと、約43億円コスト縮減された経緯があります。しかし、今回の計画変更案で約96億円となりましたから、約43億円のコスト縮減は、2004年からこの間、12年を経て、その場しのぎの空約束であったことが図らずも露呈しました。

試験湛水により、地すべりが発生すれば、対策費はさらに膨れ上がります。埼玉県の滝沢ダム、奈良県の大滝ダムのように、試験湛水後の地すべり対策工事のために事業費が膨れ上がり、完成が大幅に遅れたダムもあります。

八ッ場ダムの工程表（資料5）では、試験湛水の期間はダムが完成する予定の2019年度後期のわずか半年間しかとっています。試験湛水によって地すべりが発生すれば、事業費がさらに膨れ上がり、ダム完成も遅れることになります。

（資料5）国交省関東地方整備局 事業評価監視委員会配布資料 平成28年8月12日 10p

上述の通り、地すべり対策費とその説明が二転三転する関東地方整備局は、その場しのぎであり、関東地方整備局の説明は鵜呑みにできません。

コスト縮減を含めた地すべり対策費について、少なくとも国交省による地すべり等対策の調査結果について、独自に専門家の協力を得て精査する必要があると思います。このことについて貴（都）県の見解を明らかにしてください。

《答え》

- ダム検証（平成25年度）以降に実施した地質調査結果等を基に、専門家の指導・助言も得て、地すべり等の範囲を特定し、安定解析を行い、5箇所において対策不要と判断したことを国から説明を受けている。
- 県としては、国が適切に対応しているものと考えている。

2-6 ハッ場ダム湖予定地周辺の「未固結堆積物」とは、約2万4千年前の浅間山の山体崩壊によって発生した泥流が吾妻川の河岸段丘上に滞積した応桑岩屑流堆積物（おうくわがんせつりゅう・たいせきぶつ）とダム湖予定地の背後の山から崩壊した崖錐堆積物（がいすいたいせきぶつ）を指します。

今回の計画変更案では、未固結堆積物5箇所のうち4箇所を「対策不要」としています。しかし、「対策不要」とされた「川原畠（かわらはた）①」「川原畠②」、「川原湯（かわらゆ）」、「林」は、いずれも地質が脆く、地すべりが懸念されている場所です。

例えば、対策不要とされた地区の一つ、川原湯地区は、背後の金鶴山（きんけいざん）から崩落した崖錐堆積物が広く分布し、過去、何度も土石流がこの一帯を襲いました。ダムに貯水すれば、地下水位の変動で地すべりの危険性が高まることが懸念されており、ハッ場ダム検証では20億円の費用をかけて押さえ盛土工法で地すべり対策を講じる必要があるとされたところです。

今回の計画変更案で「対策不要」とされた箇所であっても、試験湛水、さらにはその後のダム運用の貯水位の上下によって地すべりが発生すれば、対策工事を行わなければなりません。

試験湛水、およびダム運用開始後に生じる可能性のある地すべり対策の費用を負担する考えはあるのか、貴（都）県の見解を明らかにしてください。

《答え》

- 県としては、今後も国が適切に対応するものと考えています。

質問3 本体工事費関係の増額

3-1 八ッ場ダム事業では2004年の計画変更の際、基礎地盤の問題により、本体工事費が大幅に増額されながら、その後の地質調査の結果、基礎地盤が想定より良好であったという理由で、2007年に未着手の本体工事費が大幅に圧縮された経緯があります。

現計画における八ッ場ダム本体関係工事費の総額がいくらなのかを明らかにして下さい。

《答え》

- 現計画では、ダム本体の費用を含む「工事費」は984億円である。

3-2 今回の計画変更案では、本体関係工事費の総額がいくらになったのか、また、現計画に対して本体関係工事費関係で増額となった項目ごとの増加金額を明らかにしてください。

《答え》

- 今回の計画変更案では、ダム本体の費用を含む「工事費」は1,518億円である。
- 本体関係工事費の増額となった項目ごとの増加金額は以下のとおりである。

(単位: 億円)					
項	細目	工種	現行計画	今回変更	増額
建設費			4,277	4,997	720
工事費			984	1,518	535
	ダム費		748	1,163	415
	管理設備費		15	29	14
	仮設備費		220	326	106
	工事用動力費		0	0	0
測量設計費			755	851	96
用地費及び補償費			2,506	2,593	87
	用地費及び補償費		1,221	1,221	0
	補償工事費		1,268	1,355	87
	生活再建対策費		16	16	0
船舶及び機械機器費			32	34	2
事業車両費			1	1	0
営繕・宿舎費			24	25	0
工事諸費			298	298	0
事業費			4,600	5,320	720

3-3 今回の計画変更案における、八ッ場ダム本体工事費関係の増額要因の中で、基礎岩盤が当初想定と違ったことを理由としている増額が約44億円あります。（「本体掘削における土質区分の変更等」事業評価監視委員会の配布資料20～21ページ）

このことについて、8月12日の日本経済新聞は「地質の見込み違い」、「計画のずさんさが改めて浮き彫りになった」と厳しい指摘をしています。

関東地方整備局の事業評価監視委員会における配布資料には、「増要因」として「除去が必要な弱層部が想定より深かった」と説明されています。（資料6）

「除去が必要な弱層部」とは、具体的にどのような地層を指すのかを明らかにしてください。

（資料6）国交省関東地方整備局 事業評価監視委員会配布資料平成28年8月12日
p20

《答え》

- ダム本体の基礎岩盤において、地層・地質の種類に関わらず、十分な強度と安定性を有していないと判断し、除去する必要が明らかになった箇所であると国から聞いている。

3-4 ハッ場ダム検証予定地の地質については、1970年の国会答弁において、熱水変質帯など脆弱な地層が多く、ダムの基礎岩盤としてきわめて不安であると、事業者である建設省が認識していたことが議事録として残されています。その後の国交省の地質調査でも、地質の脆弱性が情報開示資料などで明らかにされています。

基礎掘削工事が進められた結果、現在、本体工事現場では基礎岩盤が露出していますが、地質が大変複雑であることが見てとれます。

ダム建設予定地の地質の問題について、国の説明を鵜呑みにすることなく、少なくとも国の調査報告書を専門家の協力を得て分析する必要があります。貴（都）県としてこの問題に取り組む考えがあるかどうかを明らかにして下さい。

《答え》

- 県としては、国が適切に対応しているものと考えている。

3-5 八ッ場ダム事業では、2004年に国、関係自治体、利水者からなる「八ッ場ダム建設事業のコスト管理等に関する連絡協議会」が設置されました。2007年、このコスト縮減委員会では、八ッ場ダムの基礎岩盤が想定より良好であったという理由で、本体工事費の大幅圧縮が可能になったと説明され、本体工事の設計変更により、八ッ場ダム本体工事の基礎掘削の深さは18メートルから3メートルに減らされ、基礎掘削量は149万立方メートルから60万立方メートルへと当初の半分以下となり、コンクリート量も160万立方メートルから90万立方メートルへと減らすとされました。

今回の計画変更により、八ッ場ダムの本体工事は再び設計変更を行うのかどうか、関東地方整備局からどのような説明を受けているのかを明らかにしてください。

《答え》

- 国からは、2007年時点での概略設計をさらに進めた詳細設計を基に基礎掘削を行った結果、新たに明らかになった基礎岩盤の状況等を踏まえ、基礎掘削量やコンクリート量を精査したと聞いている。

3-6 今回の計画変更案により、本体工事の基礎掘削の深さ、基礎掘削量、コンクリート量が現計画から変わるならば、その具体的な数字を明らかにしてください。

《答え》

- 今回の計画変更案では、基礎掘削量は約 70 万m³ から約 84 万m³、コンクリート量は約 91 万m³ から約 101 万m³ になったと聞いている。
- なお、基礎掘削線の標高(河床部)は変更ないと聞いている。

3-7 ハッ場ダム本体工事の最初の段階である基礎岩盤の掘削工事は、昨年1月から始まり、昨秋の国交省ハッ場ダム工事事務所の説明によれば、今年4月に完了する筈でした。

しかし、基礎岩盤の掘削工事は今も終了しておりません。今回の計画変更案で示された基礎岩盤の掘削量の増加により、掘削工事の工期も当然伸びることになります。

基礎岩盤の掘削工事はいつまで延期することになるのか、貴（都）県は関東地方整備局からどのような説明を受けているのかを明らかにしてください。

《答え》

- 国からは、基礎掘削工事は概ね9割が完了し、今年6月から減勢工のコンクリート打設を開始しているところであり、予定どおり平成31年度までに事業が完了する予定と聞いている。

3-8 八ッ場ダム本体工事のコンクリート打設は、今年6月に開始されたかのように報道されましたが、実際は、コンクリート打設が始まっているのは堤体部の下流側の減勢工部（げんせいこうぶ）のみで、堤体部では上述のようにコンクリート打設の前段階の基礎岩盤の掘削工事が終了していません。

堤体部のコンクリート打設開始が遅れている上、今回の計画変更案により、基礎岩盤の掘削量が増えれば、コンクリート量も増大すると予想され、コンクリート打設の完了時期も遅れることになります。

しかし、工程表では試験湛水は2019年度後半の半年間しか見ておらず、この状況では八ッ場ダムの2019年度末完成は困難になったと考えられます。

工期の更なる延長について貴（都）県の見解を明らかにしてください。

《答え》

- 国からは試験湛水を含めて工期内に完成すると聞いている。

質問4 減電補償

八ッ場ダムの事業費増額の要因に、(株) 東京電力への減電補償があることが指摘され
てきましたが、今回の計画変更案はこの問題に触れていません。

2013年の計画変更時の「現地調査報告書」には、減電補償はすでに事業費4,600
億円に含まれており、減電補償により事業費が増額になることはないと、国交省の説
明で確認したと記されています。しかし、八ッ場ダム完成後、ダム予定地下流の東京
電力(株)・松谷発電所等の発電量が減少することに対する補償は、八ッ場ダムの事業
費には含まれておらず、その減電補償は国交省が説明した「減電補償」とは異なりま
す。

八ッ場ダム建設による減電補償額は130億円～230億円に上るとの試算もあ
ります。減電補償という大きな増額要因について、国から納得のゆく説明があつたの
かを明らかにして下さい。

《答え》

- 減電補償については、総事業費に見込んでいたと聞いている。

質問5 代替地の造成費用と安全対策について

5-1 水没住民の移転代替地の安全対策の費用は、2011年の八ッ場ダム検証時に新たに追加された項目です。現計画では代替地の安全対策の費用は計上されていませんが、ダム湖予定地周辺の代替地は、場所によっては30メートル以上もの高盛土（たかもりど）からなる人工造成地で、住民等が代替地の危険性を指摘してきたことにより、ようやく対策費用が計上されることになったものです。今回の計画変更案では5地区の対策費用が約44億円と、八ッ場ダム検証の試算（5地区約40億円）と大きな変更はありません。

しかし、ダム湛水後の水位の上下により、30メートル以上にもなる超高盛土の代替地に地すべり等の危険が生じることは、十分に予想されたことです。関東地方整備局から、代替地の安全性についてどのような説明を受けてきたのかを明らかにしてください。

《答え》

- 各基準に基づき、地質調査などの調査結果を踏まえ、湛水に伴う安定計算を行い、代替地について、補強対策を行うと聞いている。

5-2 八ッ場ダム検証「総事業費の点検」の表の脚注に、2009年度までに代替地の造成費用が95.4億円かかったと記されています。その後も代替地の造成工事がありましたので、現在までの造成費用は100億円を超えていると考えられます。代替地の造成費用は分譲収益で賄うのが原則ですが、あまりにも高額の造成費用であり、且つ、代替地への移転者数が予定より大幅に下回っていますので、代替地の造成費用の大半は、いざれは八ッ場ダムの事業費に上乗せせざるを得なくなると考えられます。

このことについて各都県は関東地方整備局からどのような説明をうけているのかを明らかにしてください。

《答え》

- 代替地の整備については、建設完了後の精算の中で、分譲収入を考慮することとしている、と聞いている。

質問6 八ッ場ダム事業の目的の一つ、「吾妻川の流量維持」の喪失について

八ッ場ダム事業の目的の一つ、「吾妻川の流量維持」は、2004年の基本計画変更で追加された目的で、八ッ場ダムから2.4m³/秒を放流し、吾妻渓谷の流況を改善することになっています。

現在、吾妻渓谷の流量が乏しいことが多いのは、東京電力(株)松谷発電所が吾妻川の水を取りつくしているからですが、松谷発電所の水利権の更新がまもなく行われます。従前の水利権は2012年3月末までで、現在は東京電力の水利権更新許可申請書を関東地方整備局が審査中です。近年はガイドライン「発電水利権の期間更新における河川維持流量の確保について」により、水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられますので、松谷発電所の水利権更新の申請書には、八ッ場ダム予定地で2.4m³/秒を確保することが明記されています。

したがって、水利権の更新が完了すれば、八ッ場ダムなしで2.4m³/秒の流量が維持されますので、八ッ場ダムの「吾妻川の流量維持」の目的は喪失します。

6-1 八ッ場ダム事業では、「吾妻川の流量維持」として97億円が組み込まれており、国と群馬県がそれぞれ7:3で97億円を負担することになっています。すでに更新時期を過ぎて4年たちますが、更新手続きはどうなっているのか、関東地方整備局から得ている情報を明らかにしてください。

《答え》

- 水利権の更新手続きについては、国が適切に対応するものと考えている。

6-2 東京電力・松谷発電所の水利権更新手続きが終了すると、「吾妻川の流量維持」という目的が喪失し、97億円の事業費が宙に浮くことになります。

現計画では国と群馬県7:3で97億円を負担することになっていますが、これを国と各都県で分担して負担することが必要ですので、各都県の負担額も群馬県を除いて増額されることになります。このことについて貴（都）県の見解を明らかにしてください。

《答え》

- 国からは、「吾妻川の流量維持」が計画どおり行われると聞いている。